

ご購入者各位

株式会社 公論出版
編集部

「自動車検査員教習試験 問題と解説 北海道運輸局編 令和8年版」に関するお詫びと訂正

弊社発行「自動車検査員教習試験 問題と解説 北海道運輸局編 令和8年版」をご購入いただきまして誠にありがとうございます。

当該書籍におきまして、誤りがございました。お詫びするとともに、下記のとおり訂正をお願い申し上げます。

記

<訂正部位：保安基準適合証等の取扱い（最終検査申請日）>

頁	個所	内容	
▪ 57 頁 ▪ 201 頁 [更新：2026.6.30]	▪ [過去出題例] 6. ▪ [令和6年度 第2回試験問題] [5] 4. (出題問題「誤」表記) ※数値を加筆修正/ 赤色部	誤	次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は、令和7年(①)月(②)日である。[R6.2改/R5.2改] ▪ 新 保 険 期 間：令和8年2月24日～令和10年1月24日
		正	次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は、令和 8 年(①)月(②)日である。[R6.2改/R5.2改] ▪ 新 保 険 期 間：令和8年2月24日～令和 10 年 2 月24日
▪ 58 頁 ▪ 191 頁 [更新：2026.6.30]	▪ [過去出題例] 9. ▪ [令和6年度 第1回試験問題] [5] 4. (出題問題「誤」表記) ※数値を加筆修正/ 赤色部	誤	次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は、令和7年(①)月(②)日である。[R6.1改] ▪ 新 保 険 期 間：令和7年8月25日～令和9年7月25日
		正	次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は、令和7年(①)月(②)日である。[R6.1改] ▪ 新 保 険 期 間：令和7年8月25日～令和9年 8 月25日
▪ 58 頁 ▪ 221 頁 [更新：2026.6.30]	▪ [過去出題例] 10. ▪ [令和5年度 第2回試験問題] [5] 2. (出題問題「誤」表記) ※数値を加筆修正/ 赤色部	誤	次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は、令和6年12月()日である。[R5.2改] ▪ 新 保 険 期 間：令和7年2月22日～令和9年1月22日
		正	次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は、令和 7 年 1 月()日である。[R5.2改] ▪ 新 保 険 期 間：令和7年2月22日～令和9年 2 月22日
▪ 59 頁 ▪ 211 頁 [更新：2026.6.30]	▪ [過去出題例] 14. ▪ [令和5年度 第1回試験問題] [5] 5. (出題問題「誤」表記) ※数値を加筆修正/ 赤色部	誤	次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は、令和7年6月()日である。[R5.1改/R4.2改] ▪ 新 保 険 期 間：令和7年8月24日～令和9年7月24日
		正	次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は、令和7年 7 月()日である。[R5.1改] ▪ 新 保 険 期 間：令和7年8月24日～令和9年 8 月24日
▪ 59 頁 [更新：2026.6.30]	▪ [過去出題例] 17. (出題問題「誤」表記) ※数値を加筆修正/ 赤色部	誤	次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は、令和7年7月()日である。[R4.1改] ▪ 新 保 険 期 間：令和7年9月30日～令和9年8月31日
		正	次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は、令和7年 8 月()日である。[R4.1改] ▪ 新 保 険 期 間：令和7年9月30日～令和9年 9 月 30 日

▪ 60 頁 <small>[更新：2026.6.30]</small>	◎正解 (数値を加筆修正／赤色部)	誤	1…25：2…①2/②1：3…22：4…23：5…24： 6…①12/②22：7…22：8…19：9…①6/②23：10…19： 11…19：12…25：13…17：14…22：15…24：16…20： 17…23：18…①7/②28：19…①9/②29
		正	1…25：2…①2/②1：3…22：4…23：5…24： 6…① 1 /② 24 ：7…22：8…19：9…① 7 /② 25 ：10… 26 ： 11…19：12…25：13…17：14… 24 ：15…24：16…20： 17… 24 ：18…①7/②28：19…①9/②29
▪ 195 頁 <small>[更新：2026.6.30]</small>	模範解答：令和6年度 第1回 【5】 4. (数値を加筆修正／赤色部)	誤	④－6：⑤－23：保適の有効期間と自賠責保険の取扱い
		正	④－ 7 ：⑤－ 25 ：保適の有効期間と自賠責保険の取扱い
▪ 205 頁 <small>[更新：2026.6.30]</small>	模範解答：令和6年度 第2回 【5】 4. (数値を加筆修正／赤色部)	誤	④－12：⑤－22：保適の有効期間と自賠責保険の取扱い
		正	④－ 1 ：⑤－ 24 ：保適の有効期間と自賠責保険の取扱い
▪ 215 頁 <small>[更新：2026.6.30]</small>	模範解答：令和5年度 第1回 【5】 5. (数値を加筆修正／赤色部)	誤	⑤－22：保適の有効期間と自賠責保険の取扱い
		正	⑤－ 24 ：保適の有効期間と自賠責保険の取扱い
▪ 225 頁 <small>[更新：2026.6.30]</small>	模範解答：令和5年度 第2回 【5】 2. (数値を加筆修正／赤色部)	誤	②－19：保適の有効期間と自賠責保険の取扱い
		正	②－ 26 ：保適の有効期間と自賠責保険の取扱い
▪ 60 頁 <small>[更新：2026.6.30]</small>	[解説] 6. 傍線部位を削除し、「正」に変更	誤	令和7年12月22日に検査を申請すると、新車検証の有効期間は令和9年12月21日までとなる。保険はカバーされる。 令和7年12月23日に検査を申請すると、～
		正	令和 8年1月24日 に検査を申請すると、新車検証の有効期間は令和 10年1月23日 までとなる。保険はカバーされる。
	[解説] 9. 傍線部位を削除し、「正」に変更	誤	令和7年6月23日に検査を申請すると、新車検証の有効期間は令和9年6月22日までとなる。保険はカバーされる。 令和7年6月24日に検査を申請すると、～
		正	令和 7年7月25日 に検査を申請すると、新車検証の有効期間は令和 9年7月24日 までとなる。保険はカバーされる。
	[解説] 10. 傍線部位を削除し、「正」に変更	誤	令和6年12月19日に検査を申請すると、新車検証の有効期間は令和8年12月18日までとなる。保険はカバーされる。 令和6年12月20日に検査を申請すると、～
		正	令和 7年1月26日 に検査を申請すると、新車検証の有効期間は令和 9年1月25日 までとなる。保険はカバーされる。
▪ 61 頁 <small>[更新：2026.6.30]</small>	[解説] 14. 傍線部位を削除し、「正」に変更	誤	令和7年6月22日に検査を申請すると、新車検証の有効期間は令和9年6月21日までとなる。保険はカバーされる。 令和7年6月23日に検査を申請すると、～
		正	令和 7年7月24日 に検査を申請すると、新車検証の有効期間は令和 9年7月23日 までとなる。保険はカバーされる。
	[解説] 17. 傍線部位を削除し、「正」に変更	誤	令和7年7月23日に検査を申請すると、新車検証の有効期間は令和9年7月22日までとなる。保険はカバーされる。 令和7年7月24日に検査を申請すると、～
		正	令和 7年8月24日 に検査を申請すると、新車検証の有効期間は令和 9年8月23日 までとなる。保険はカバーされる。